

岩手県開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

岩手県開発審査会条例の一部を改正する条例

岩手県開発審査会条例（昭和45年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（任期）</u> 第2条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>（組織）</u> 第2条 <u>審査会は、委員7人をもって組織する。</u> <u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。